

生徒心得

富士市立高等学校の生徒は、「自律する若者」を目指し、自らの夢を発見し、その実現のために学業と心身の鍛練に励むとともに、常に高校生としてふさわしい規律と秩序を守り、より良い校風を樹立するよう努める。本校生徒として次のことを実践する。

1 一般的事項

- (1) 毎日の学習と部活動を通して、真理を探究し、高みを目指して努力する。
- (2) コミュニケーション能力を磨き、多くの大人や仲間達と出会う機会を見つける。
- (3) 富士市を愛し、富士市や地域に貢献できることを積極的に行う。
- (4) 人としてあるべき姿を自ら考え、判断し、責任ある行動を取れるように努める。
- (5) 誰もが居心地良く学ぶことができる学校をつくる。

2 学習

- (1) 自学自習が本校の基本。土曜学習や補講を活用して、自ら学ぶ姿勢を身に付ける。
- (2) 探究のスタートは、自ら疑問や課題を持つこと。授業に臨む前に必ず予習をして課題を持って授業に臨む。「予習なき者は授業に出る資格無し」
- (3) 学習の第一優先は授業と心得て、授業に全力で取り組む。
- (4) 自らの専門教科・科目以外にも興味・関心を持ち、幅広い教養を身に付ける。
- (5) 一緒に学ぶ仲間を大切にし、仲間とともに学び合うことで自らを高める。

3 部活動

- (1) 部活動は授業と同じ位大事なものと考え、必ず部活動に所属し、毎日全力で取り組む。
- (2) 部活動は、貴重な仲間を得る場。多くの仲間と切磋琢磨する。

4 生活全般

- (1) 礼儀を重んじ、規律を守り、協力と調和の精神を持つ。
- (2) 正しい言葉遣いに留意し、粗暴な行動を慎み、誰にでも明るく挨拶できるように努める。
- (3) 正当な理由なく、遅刻・早退・欠課をしない。やむを得ない場合は、学級担任や教科担当に申し出て了解を得る。
- (4) 常に清潔整頓を重んじ、校内の美化に努める。
- (5) 学校施設・設備・備品の保全・愛護に努め、損傷・汚損・紛失した場合は、ただちに学校に届け出る。
- (6) 金品を遺失または拾得したときは、ただちに学校に届け出る。そして、所持品には必ず自分の氏名を明記する。
- (7) 学習に関係のない装飾品（ピアス・指輪・ネックレス等）を身に付けたり、化粧・眉毛・まつ毛を加工したりすることは禁止する。
- (8) 学習に関係のない物品や菓子類、必要以上の金銭を学校に持ち込まないようにする。
- (9) 生徒手帳及び身分証明書を常時携帯する。
- (10) 携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用許可時間は「放課後」、使用場所は「校舎外」

とする。ただし、放課後以外の時間でも自販機で電子決済する場合のみ使用を認める。

- (11) 校内において、掲示・集会・出版・集金・放送等を行う場合は、事前に学校に届け出る。
- (12) 火災・事故等非常事態発生の場合は、ただちに学校に連絡し、その指示に従う。
- (13) 不健全な飲食店・娯楽場・遊技場等への出入りは禁止する。
- (14) 夜間は外出を避け、やむを得ない場合でもできる限り早く帰宅するように努める。21時以降の外出を慎む。
- (15) 無断外泊は禁止する。外泊する場合は、必ず保護者の承諾を得る。
- (16) 学校外団体・会合等に加入または参加する場合は、学校に届け出て、その指示に従う。
- (17) アルバイト・キャンプ・宿泊旅行・合宿・校外の集会や会合等を行う場合も前項に同じ。

5 ネットワーク利用に関するガイドライン

- (1) 本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはいけない。
- (2) 法律、条例、校則に違反してはいけない。
- (3) 他人の知的所有権を侵害してはいけない。
- (4) 他人を誹謗中傷してはいけない。
- (5) 個人を特定できる情報の取り扱いには十分注意する。

6 交通

(1) 歩行者

ア 歩きながら携帯電話やスマートフォンを使用しない。また、イヤホンを使用して、音楽等を聴きながら歩行しない。

(2) 自転車

ア 交通ルール・マナーを遵守し、自他共に安全な走行を常に心がける。

イ 自転車の整備・点検の励行を心がけ、自転車販売店等でT Sマークの承認を受ける。

ウ 自転車通学は登録制であり、学校で指定するステッカーを付ける。

※入学後、学級担任による自転車点検後に、ステッカーを配布する。

エ 自転車は、指定された駐輪場に、二箇所鍵を掛けて駐輪する。(二重ロック)

オ 雨天時における自転車通学は、合羽を着用する。(傘差し運転禁止)

カ 必ず自転車損害賠償責任保険等に加入する。

キ 携帯電話やスマートフォン、イヤホン等を使用しながらの運転は禁止する。

ク 頭部保護の観点から、ヘルメットを着用するよう努める。

(3) 二輪車(原付・バイク)

ア 二輪車免許の取得は禁止する。

イ 二輪車の運転は禁止する。また、同乗も禁止する。

(4) 四輪車(自動車)

四輪車免許の取得については「自動車学校入校規準」による。

(5) 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)

ア 登下校時(休日の部活動参加も含む)の使用を禁止する。

イ 学校敷地内への持ち込みは禁止する。

7 服装・所持品

(1) 制服

ア 冬服、春秋服、夏服の中から、気候や体調に合わせた服装を着用する。

イ 式典時の服装は、以下のとおりとする。

1・3学期始業式、2・3学期終業式、入学式、卒業式：冬服

1学期終業式、2学期始業式：夏服

ウ 冬服、春秋服、夏服の制服の着こなしは以下のとおりとする。

(○・・・着用を義務付け、△・・・着用しなくても良い)

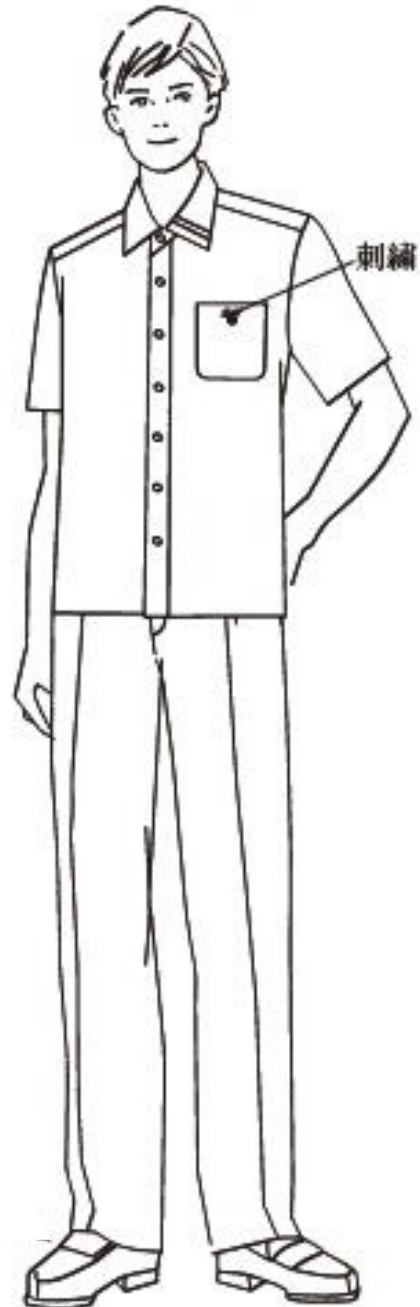
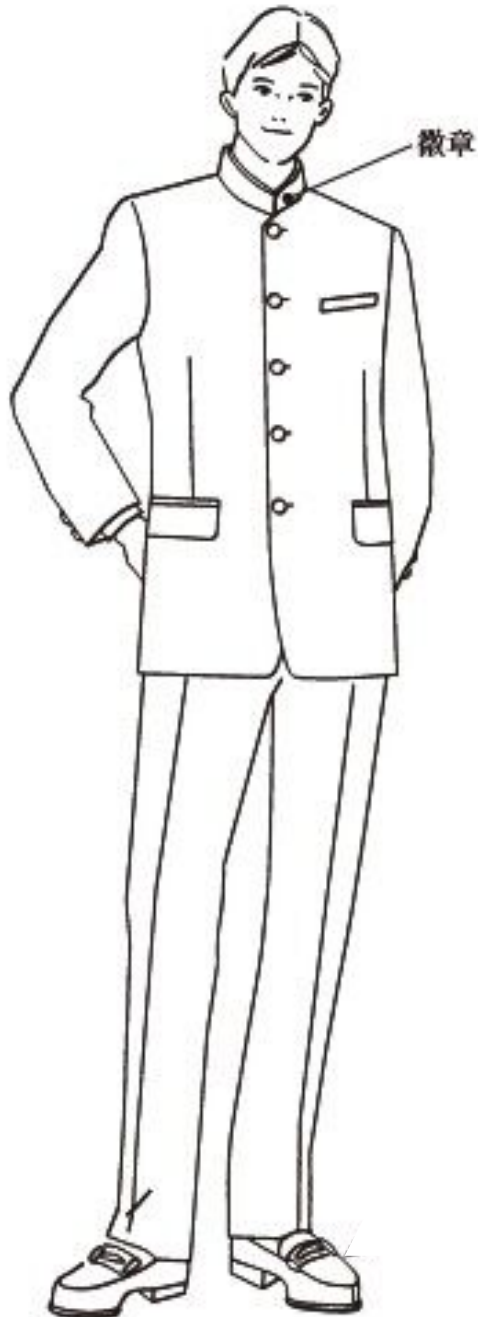
男 子		着用
冬 服	詰襟上衣（徽章付）	○
	長袖シャツ（刺繍付）	○
	冬スラックス	○
春 秋 服	長袖シャツ（刺繍付）	○
	夏・冬スラックス	○
夏 服	半袖シャツ	○
	夏・冬スラックス	○
留 意 点	①靴下は、白・黒・紺を着用する。 ②半袖シャツ以外の長袖シャツは、裾をスラックスの外に出してはいけない。	

女 子		着用
冬 服	セーラージャケット（徽章付）	○
	長袖ブラウス（刺繍付）	○
	冬スカート、冬スラックス	○
	リボン・ネクタイ	○
	生地ベスト	△
春 秋 服	カーディガン（刺繍付）	△
	長袖ブラウス（刺繍付）	○
	夏・冬スカート、夏・冬スラックス	○
留 意 点	リボン・ネクタイ	○
	生地ベスト	○
夏 服	半袖セーラー	○
	夏・冬スカート、夏・冬スラックス	○
留 意 点	①靴下は、白・黒・紺を着用する。 ②スカートの長さは、「膝下」とする。 ③夏服以外はリボン・ネクタイの着用を義務づける。スカートにはリボン、スラックスにはネクタイを着用する。 ④冬服時、セーラージャケットだけでは寒い場合、その内側にベストを着用しても良い。更に、セーラージャケットの上にカーディガンを着用しても良い。 ⑤春秋服は生地ベストの着用を義務づける。	

●制服着用例 (男子)

男子冬服
1・3学期始業式、2・3学期終業式 詰襟上衣、長袖シャツ、冬スラックス

男子夏服
1学期終業式、2学期始業式 半袖シャツ、夏・冬スラックス



男子春秋服

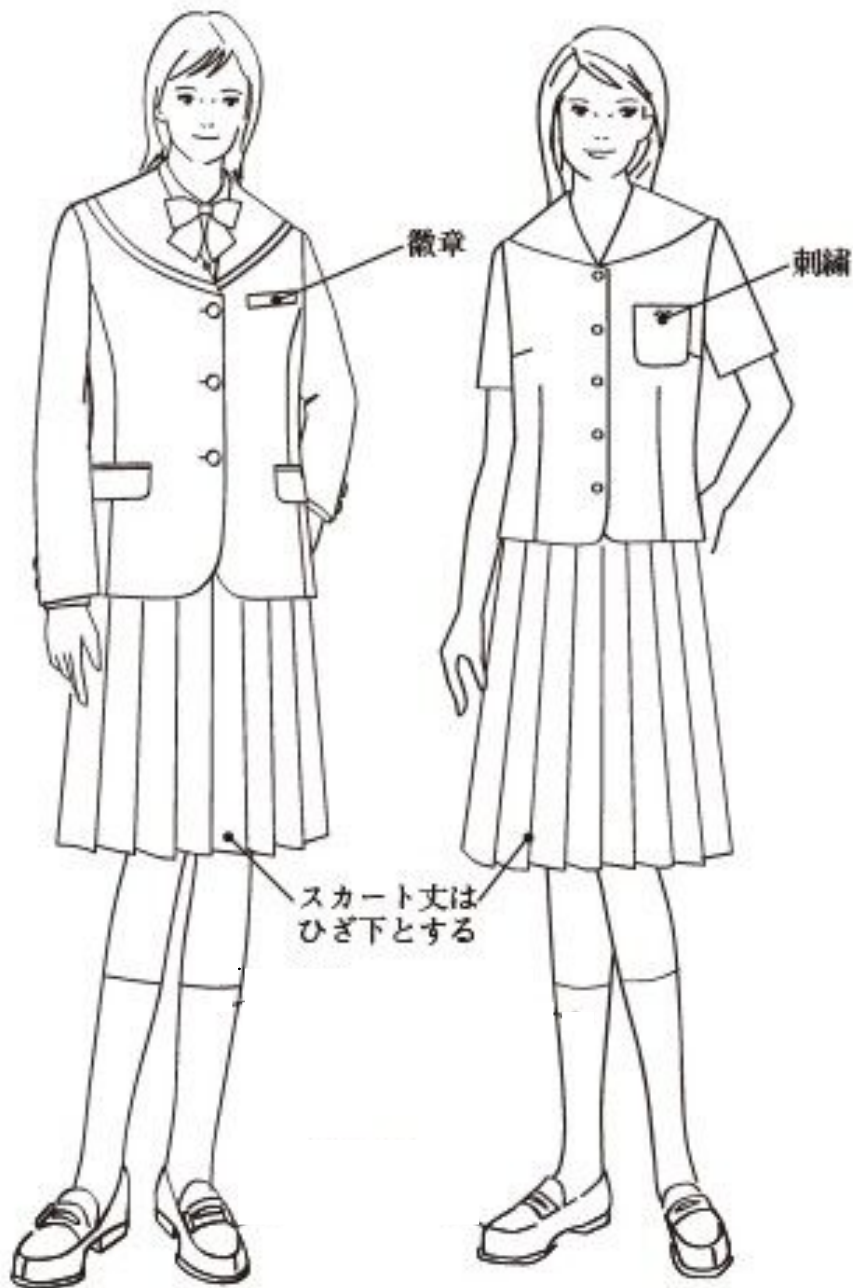
長袖シャツ、夏・冬スラックス



●制服着用例（女子）

女子冬服
<p>1・3学期始業式、2・3学期終業式、セーラージャケット、 長袖ブラウス、(生地ベスト) *防寒のため、ベストの着用可。 冬スカート・冬スラックス、リボン・ネクタイ ※スカートにはリボン、スラックスにはネクタイを着用する。</p>

女子夏服
<p>1学期終業式、2学期始業式 半袖セーラー、夏・冬スカート、夏・冬スラックス</p>



女子春秋服

長袖ブラウス、夏・冬スカート、夏・冬スラックス

リボン、ネクタイ※スカートにはリボン、

スラックスにはネクタイを着用する。

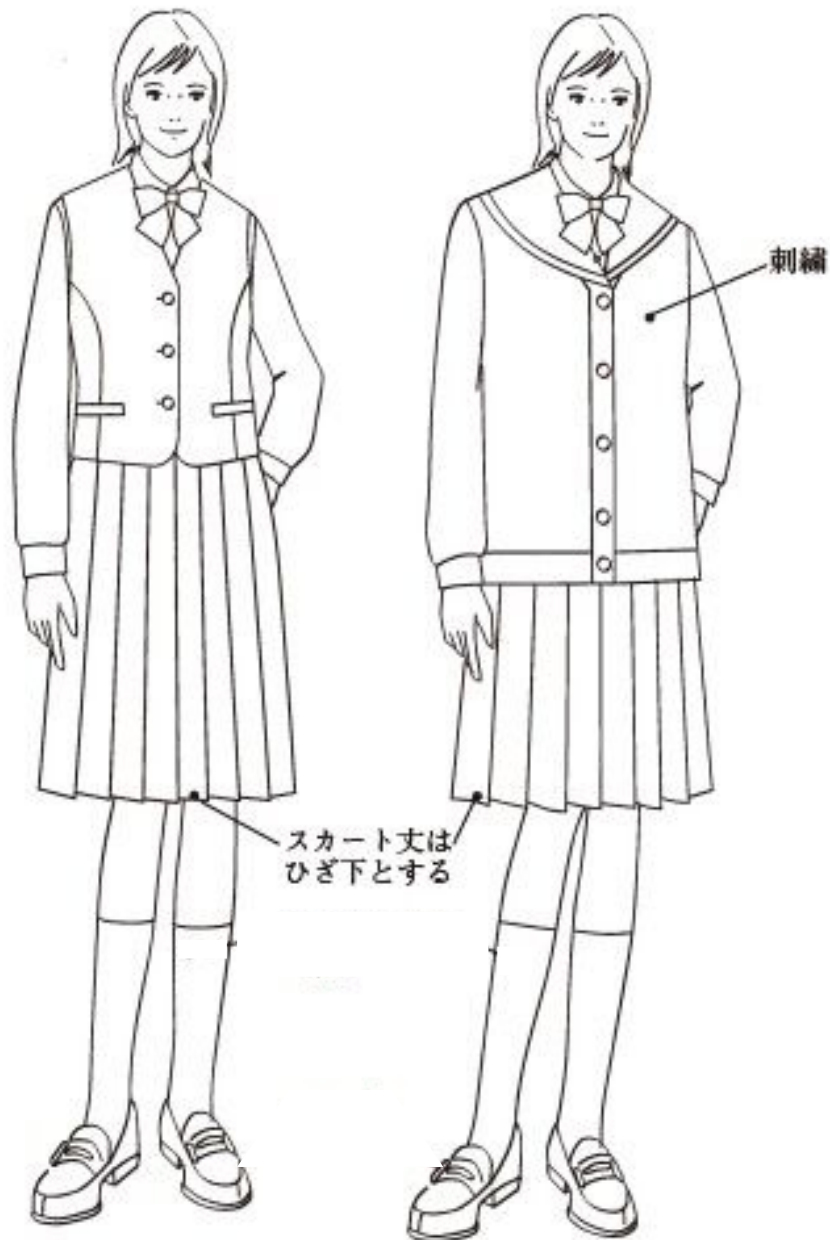
生地ベスト*ベストを必ず着用する。

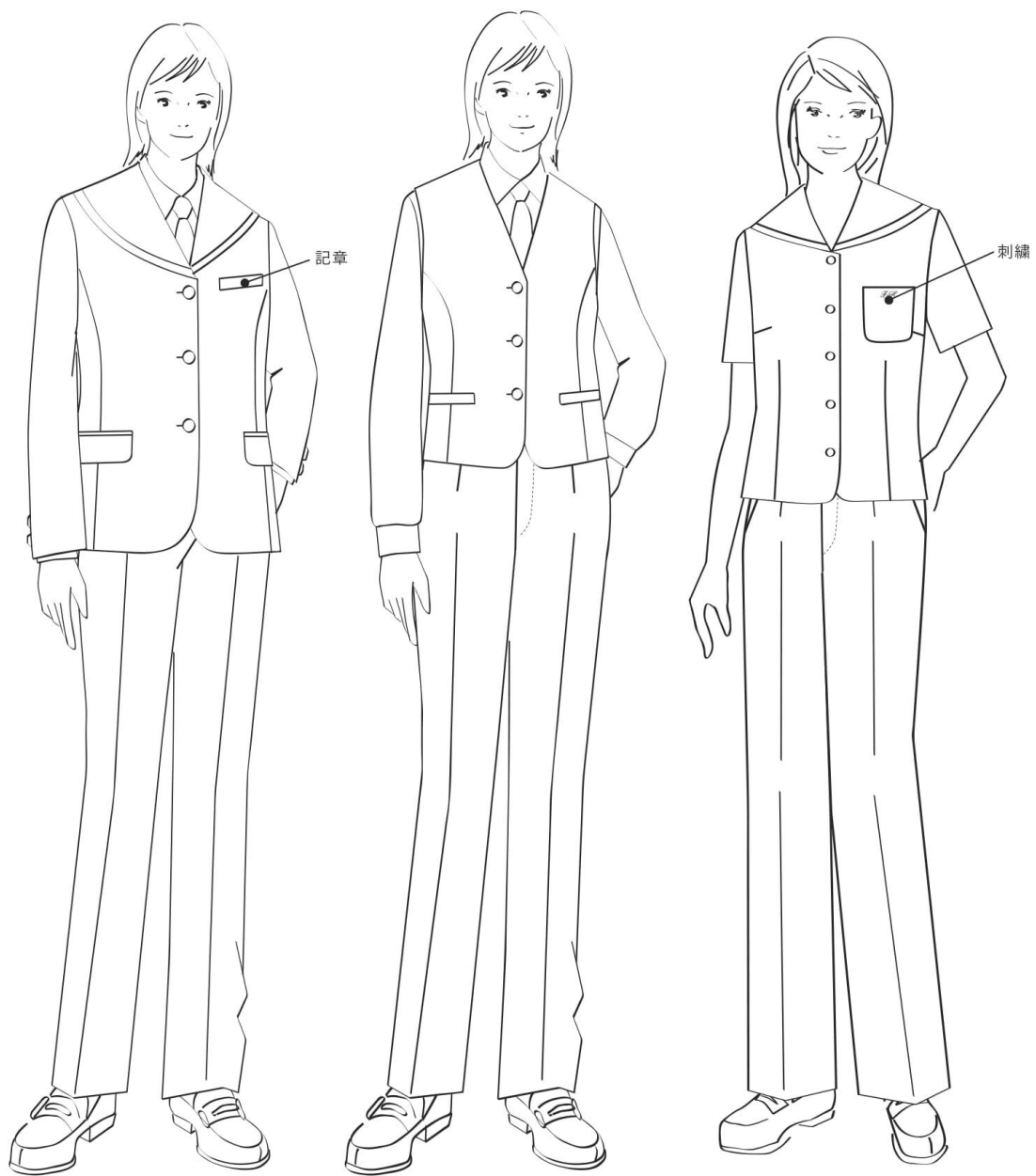
女子冬服 (カーディガン)

*防寒のため、オーバーカーディガンの着用可。

カーディガンは体型に合ったサイズ (制服サイズ) を着用する。

必ずセーラージャケットの上に着用する。





(2) 防寒コート及びウインドブレーカー

型及び色は以下のとおりとする。

型：コートの種類は、Pコート・ダッフルコート・マウンテンパーカー。

色：華美でないもの。

(3) マフラー・手袋等の防寒具

登下校時に使用するものとしてふさわしい、華美でないもの。

(4) 通学靴

登下校時に使用するものとしてふさわしいもの。

(5) 通学靴

登下校時に使用するものとしてふさわしいもの。

(6) 上履き

指定のスリッパを着用する。

(7) ベルト

スラックスのベルトは、黒又は茶色のものを着用する。ただし、女子の着用は任意とする。

(8) 靴下・ストッキング

靴下は、白・黒・紺のものを着用する。(ワンポイント可) 防寒用のストッキング(タイツ)は、黒色のものを着用する。

(9) 異装

ア やむを得ず、規定の制服を着用できない場合は、異装願いを保護者から学校長に提出して許可を受け、異装期間中はその許可証を携帯する。

イ 病気、傷害その他やむを得ないものに限る。

(10) 頭髪

頭髪は高校生にふさわしい髪型(清楚清潔)とし、パーマ・染色・脱色・付け毛等の加工を禁止する。

8 禁止する行為

(1) 富士市立高等学校の生徒として、健全な学校生活を営み、より良く成長していくために、次にあげる行為を禁止する。

(2) 禁止する行為があった場合には、次の指導のいずれかが課される。

<禁止する行為>

ア 他人の心身を脅かす行為(暴力等)

イ 暴言や差別的な言葉の使用(言葉の暴力等)

ウ 人の尊厳(人格)を傷つける行為

エ 他人の金品を奪う行為

オ 学習環境を妨害する行為(授業妨害等)

カ 酒類やタバコ・喫煙具の保持及び使用

キ シンナー、違法薬物・類似薬物の所持・売買及び使用(警察に通報する)

ク 人を傷つける目的で作られた、あるいはその目的で持ち込まれた物品の所持及び使用(バタフライナイフ、スタンガン等)

ケ 学業で不正行為をすること(カンニング等)

コ 正当な理由なく授業を休むこと

- サ 学校の物品や環境に損害を与える行為
- シ 全体に対する脅威（悪質な行為の予告、ネット等での学校の威嚇・中傷等）
- ス 交通に関する校則に反する行為
- セ 無届・無許可行為（アルバイト等）
- ソ 美容整形
- タ その他、法律、条例、校則に反する行為や高校生としてふさわしくない行為

<指導内容>

- ア HRから離れて、その日の帰宅まで別室での学習
- イ 直ちに帰宅
- ウ 厳重注意、説諭
- エ 家庭謹慎又は登校謹慎（別室にて学習）
- オ 校長先生からの訓告
- カ 停学
- キ 退学

9 選挙運動、政治的活動等

- (1) 運動を行う場合は、18歳の誕生日の前日以降でなければならない。
*法律上は、誕生日の前日に年齢が1つ増えるため。
- (2) 学校の構内（敷地内）での選挙運動や政治的活動は禁止する。
- (3) 放課後や休日等に学校の構外（敷地外）で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒自らが判断して行う。尚、その選挙運動や政治的活動が違法、または、暴力的おそれが高い場合は禁止する。
- (4) 構外（敷地外）の選挙運動や政治的活動に参加する場合の学校への届出は必要としない。
- (5) その他、公職選挙法違反に該当することは禁止する。
 - ※選挙運動 特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得または得させるために直接または間接に必要かつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。
 - ※政治的活動 特定の政治上の主義もしくは施策または特定の政党や政治団体を支持し、またはこれに反することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現または特定の政党等の活動に対する援助、助言、促進または圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

10 諸届け・願書一覧

種 類	管理者	様 式	提出先
欠席・早退・欠課	教務課	保護者連絡	HR担任
遅刻・入室許可	教務課	書面	教頭又は副校長(職員室)
住所変更届	教務課	書面	HR担任
在学証明書・卒業(見込)証明書・ 成績証明書・単位取得証明書・調 査書・推薦書・学科修了証明書	事務室	書面	事務室
旅行許可願(学割発行申込書)	事務室	書面	HR担任
定期(通学証明書・定期乗車券発 行申込書)	事務室	書面	事務室
自転車通学許可願	生徒課	書面	HR担任(入学時)・交通担当
身分証明書・再交付申請書	情報図書課	書面	HR担任
器物破損届	事務室	書面	HR担任
盗難・紛失届	生徒課	書面	HR担任
事故届(不審者含む)	生徒課	書面	HR担任
異装届	生徒課	書面	HR担任
アルバイト許可願	生徒課	書面	HR担任
お手伝い申請	生徒課	書面	HR担任
校外活動願	生徒課	書面	HR担任
自動車学校入校許可願	生徒課	書面	3年部担当
掲示物	生徒会	検印	生徒会顧問